

愛媛県建設工事関連業務共同企業体契約方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県内の事業者の技術力の向上を図るため、県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事に関する調査、測量及び設計の業務（以下「業務」という。）において、愛媛県建設工事関連業務共同企業体（以下「共同企業体」という。）との契約を実施する場合における必要な手続を定めるものとする。

(入札方式)

第2条 この要領により発注する業務の入札方式は、事前に入札参加を希望する共同企業体を募集し、その応募者の中から入札に参加する共同企業体（以下「入札参加者」という。）を選定する方式（公募型指名競争入札）とする。

(対象業務)

第3条 この要領の対象は、高度かつ特殊な技術を要する業務とする。

(公募の公告等)

第4条 発注者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項及び愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）第132条第1項の規定に基づき、県ホームページ（「入札情報（建設工事等）」及び発注部局等のホームページ。以下同じ。）により公告するものとする。

2 公募の公告は、別に定める標準公募公告例によるものとする。

(入札参加資格)

第5条 この要領による入札参加者（共同企業体の構成員を含む。）に必要な資格は、令第167条の6に規定する「競争に参加する者に必要な資格」として、概ね、次の事項を公告するものとする。

- (1) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 愛媛県が行う測量、建設コンサルタント等業務に関する入札参加資格の審査を受け、入札参加資格を有すると認められていること。
- (3) 入札参加申請書類の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。
- (4) 入札参加者の構成員又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する

ものと認められる者をいう。)が次に掲げる者でないこと。

ア 愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)

イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者

(5) 入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でない者であること。

(6) 入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。

(7) 当該業務を履行する能力があると認められること。
(過去の実績を明示すること。)

(8) 当該業務に配置を予定する管理技術者及び調査技術者が適正であること。(必要な資格等を明示すること。)

(9) その他業務毎に必要なと認める事項

(入札参加資格の決定)

第6条 前条に規定する資格は、次に定めるところによるものとする。

(1) 本庁発注業務にあつては、愛媛県競争参加資格審査会幹事会の審査を経て総務部長が決定

(2) 地方機関発注業務にあつては、当該業務を発注する地方機関において設置する審査会等の審査を経て地方機関の長が決定

(入札参加申請書等及び入札参加資格確認資料の提出)

第7条 発注者は、入札参加希望者から建設工事関連業務共同企業体競争入札等参加資格審査申請書(様式第1号。以下「審査申請書」という。)と合わせて、入札参加資格確認資料(様式第2号。以下「確認資料」という。)の提出を求めることとし、提出方法及び提出期間を公告において明らかにするものとする。

2 発注者は、審査申請書及び確認資料(以下「申請書等」という。)を、様式第1号及び様式第2号に準じて作成し、公告において示すものとする。

3 入札参加希望者は、申請書等を公告において示された様式により作成し、提出するものとする。

(入札参加者の選定)

第8条 発注者は、第5条に規定する入札参加資格を満たし、前条に規定する申請書等を提出した共同企業体の中から、業務の実施体制を審査し入札参加者を選定するものとする。ただし、歩掛等の見積依頼を行う案件については、この項前段の審査に加え、見積結果を踏まえ入札参加者を選定するものとする。

2 発注者は、前項において入札参加者として選定した共同

企業体に対して、申請書等の提出期限の日の翌日から起算して10日（愛媛県の休日定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。ただし、入札参加者として選定した共同企業体に対し、歩掛等の見積依頼を行う案件については30日。）以内に指名通知を行うものとする。

- 3 発注者は、第1項において入札参加者として選定しなかった共同企業体（以下「非選定者」という。）に対し、申請書等の提出期限の日の翌日から起算して10日（休日を含まない。ただし、歩掛等の見積依頼を行う案件については30日。）以内にその旨を通知するものとする。

（非選定者に対する理由の説明）

第9条 非選定者は、発注者に対し、前条第3項の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、発注者に対して選定されなかった理由の説明を書面により求めることができるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

- 2 非選定者が説明を求める場合は、書面を持参することにより行うものとし、書面の提出先と併せて、公告において明らかにするものとする。

- 3 発注者は、第1項の説明を求められたときは、苦情を申し立てることのできる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

（入札説明書の配付）

第10条 次に掲げる入札関連書類は、県ホームページに掲載し、入札参加希望者が閲覧できるようにするとともに、発注機関において配付するものとする。

- (1) 入札に係る説明事項
- (2) 審査申請書及び確認資料
- (3) 愛媛県建設工事入札者心得
- (4) 仕様書等貸与申請書（閲覧書を設けて閲覧に供する場合）
- (5) その他業務毎に必要と認めるもの

（開札の執行）

第11条 入札に際し、予定価格が500万円を超える業務のうち、標準的な歩掛がないため、過半に業者見積りを使用して設計金額を積算した委託業務について、入札参加者に業務委託費内訳書の提出を求めるものとし、その旨を別途入札通知書（指名通知）において通知するものとする。

- 2 入札及び開札の日時、場所については、公告において明らかにするものとする。なお、公告時において確定していない場合は、別途入札通知書（指名通知）において明らかにするものとする。

（落札者の決定）

- 第 1 2 条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で（かつ、予定価格が500万円を超える場合は、愛媛県業務委託低入札価格調査実施要綱（令和元年10月1日制定）第3条に規定する調査基準価格以上の価格をもって）、入札を行った者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- 2 入札執行者は、落札者を決定した場合には、直ちに入札参加者に対し、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（平成17年8月17日制定）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）により落札者決定の通知を行うものとする。（紙入札参加者に対する落札者決定の通知については、紙入札参加者が落札者である場合は、口頭又は文書によるものとし、紙入札参加者が落札者以外である場合は、県ホームページに入札結果を公表することをもって、落札者決定の通知に代えるものとする。）
- 3 発注者は、落札者の決定後、業務委託契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格の要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該業務委託契約を締結しないことがある旨を公告において明らかにするものとする。

（入札の無効）

- 第 1 3 条 公告に示した競争に参加する共同企業体に必要な資格のない共同企業体及び虚偽の申請を行った共同企業体のした入札並びに愛媛県建設工事入札者心得及び愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）等入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を公告において明らかにするものとする。

（入札の中止）

- 第 1 4 条 第7条第1項に規定する申請書等の提出がないとき又は第8条の入札参加者の選定の結果、入札参加者として選定すべき共同企業体がないときは、入札をとりやめるものとする。

（随意契約への移行）

- 第 1 5 条 第8条において、入札参加資格を満たす者が1共同企業体又は2共同企業体であるときは、当該1共同企業体又は2共同企業体から見積書を徴取のうえ、随意契約を行うことができるものとする。

（その他）

- 第 1 6 条 電子入札システムにより入札を行う場合は、この要領に定めるもののほか、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 愛媛県土木部建設工事関連業務共同企業体契約方式実施要領（令和元年6月21日制定）は、廃止する。
- 3 この要領は、この要領の施行の日以後に公募の公告を行

う業務について適用し、同日前に公募の公告を行った業務については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号)

建設工事関連業務共同企業体競争入札等参加資格審査申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

共同企業体の事務所の所在地
共同企業体の名称 _____ 共同企業体

共同企業体の代表者の商号
又は名称及び代表者氏名 ⑩

共同企業体の構成員の商号
又は名称及び代表者氏名 ⑩

今般連帯責任によって建設工事関連業務を共同で実施するため、_____を代表者とする_____共同企業体を次のとおり結成したので、同企業体を_____年度において愛媛県の発注する_____業務の競争入札等に参加したいので添付書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、_____年度において愛媛県の発注する_____業務について次の権限を_____共同企業体代表者に委任します。

- (1) 業務の入札及び見積りに関する一切の権限
- (2) 業務委託契約に関する一切の権限（契約の締結を除く。）
- (3) 業務委託料の請求及び受領に関する一切の権限
- (4) 上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限
- (5) その他業務の実施に係る届出及び報告に関する一切の権限

1 共同企業体の構成員

区分	県内の本店又は支店、営業所等の所在地	商号又は名称	出資割合(%)
代表者			
構成員			

2 入札、見積り、業務委託契約及び業務委託契約に基づく行為に使用する印鑑

代表者	構成員

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 共同企業体協定書の写し
- (2) その他契約担当者が必要と認める書類

(様式第2号) その1

入札参加資格確認資料 (基本事項)					
商号又は名称 _____					
民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立ての有無 【※共通事項1イ(4)関係】 「該当する□に印を付すること。(以下同じ)」	☐ 民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがなされている。 ☐ 上記に該当するが、再生計画認可又は更生計画認可の決定を受けている。 ☐ いずれの申立てもなされていない。				
資本関係又は人的関係のある建設コンサルタント会社の有無 (入札説明書8アに掲げる①又は②に該当する建設会社又は役員の有無) 【※共通事項1(7)関係】	☐ あり ※「あり」の場合は、「資本関係及び人的関係に係る状況図」(様式第2号) その1-1を併せて提出すること。 ☐ なし				
愛媛県内の事業所 【※共通事項1(8)関係】	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">区分</td> <td>☐ 本店 ☐ 支店・営業所等</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> </tr> </table>	区分	☐ 本店 ☐ 支店・営業所等	所在地	
区分	☐ 本店 ☐ 支店・営業所等				
所在地					
暴力団員等との関係状況 【※共通事項1(5)関係】	☐ 愛媛県暴力団排除条例に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)である。(役員等がこれに該当する場合を含む。) ☐ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者である。(役員等がこれに該当する場合を含む。) ☐ 暴力団員等又は暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者が事業活動を支配する者である。 ☐ 上記のいずれにも該当しない。				
備 考					

- 注 1 各構成員ごとに作成のこと
 2 押印を要しない。

資本関係及び人的関係に係る状況届

商号又は名称 _____

1 資本関係に係る事項

(1) 会社法第2条第4号の親会社

商号又は名称	本店所在地

(2) 会社法第2条第3号の子会社

商号又は名称	本店所在地

(3) 会社法第2条第4号の親会社を同一とする子会社の関係を有する会社

商号又は名称	本店所在地

2 人的関係に係る事項

他社と兼任している役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職

注1 各構成員ごとに作成のこと。

2 該当がない場合は、本様式（(様式第2号) その1-1）の提出は必要ない。

3 「2 人的関係に係る事項」については、役員及び民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人について記入すること。

業務の実施体制

共同企業体名称：_____

1 求める実施体制

(例)

☐業務内容全般において、代表者及び構成員が共同で業務を実施できる体制を確保する。

☐再委託に付した場合は、代表者及び構成員が主体的な管理・監督を行う。

※実施が可能なものについて、該当する□に印を付すること。

2 実施体制

共同企業体名称

代表者名

担当する業務

構成員名

- ※ 1 現時点で計画する実施体制を記載すること。
- 2 欄が不足する場合は、適宜追加すること。
- 3 上記実施体制は想定される体系であり、これにより難しい場合は、任意の様式にて体制を示すこと。

企業の履行能力について

業務名：

商号又は名称：

※構成員ごとに作成のこと。

○業務実績

業務受注者名	
業 務 名	
発注機関名	
業 務 場 所	
契 約 金 額	
履 行 期 間	
受注形態等 (該当する□に一箇所印を付すこと。)	☐ 単体 ☐ 共同企業体 (代表者) (出資比率 %) ☐ 共同企業体 (代表者以外の構成員) (出資比率 %)
業 務 概 要	

注1 個別事項の入札参加希望者の要件にある各構成員毎の(2)に掲げる要件をすべて満たす業務実績について記載するとともに、入札参加申請時に、業務実績を確認できる書類(テクリスに登録済の業務実績の写し)を併せて提出すること。

2 業務場所は、市町名まで記載すること。

3 受注形態等の()内は、共同企業体における自己の出資比率を記載すること。

4 業務概要は、業務実績に記載の業務について概要を記載すること。

配置予定技術者について

業務名：

商号又は名称：

※配置を予定する技術者ごとに作成のこと。

○資格・免許等

氏名	
職名 (該当する□に一箇所印を付すこと。)	☐ 管理技術者 ☐ 照査技術者
配置予定技術者の資格等 (公告で示す資格を記載すること。)	

注1 個別事項の入札参加希望者の要件にある各構成員毎の(3)に掲げる要件をすべて満たす配置予定技術者について記載するするとともに、入札参加申請時に、管理(照査)技術者の資格等を証する書類を併せて提出すること。